

# (仮称) 小田原市観光交流センター条例等の制定について

## 第1 基本的事項

### 1 条例等の制定の目的及び背景

本市では、小田原城の正規登城口にあたる三の丸地区について、将来のまちづくりビジョンとして「三の丸地区の整備構想」を策定し、三の丸地区の役割を「観光交流の促進と回遊性の向上」「滞留空間の形成と市民ホールの連携」「歴史・文化と賑わいが調和したまちなみの形成」としました。本構想の短期計画に基づき令和3年にオープン予定の市民ホールに併設し、(仮称) 小田原市観光交流センターを設置します。

このパブリックコメントは、これに伴う(仮称) 小田原市観光交流センター条例及び同条例施行規則の制定について意見を募集するものです。

### 2 (仮称) 小田原市観光交流センターの概要 (関連資料参照)

(仮称) 小田原市観光交流センターは、鉄骨造の地上2階建て(延床面積440.99 m<sup>2</sup>)で、公の施設として設置します。

施設は、観光案内施設、にぎわい広場、イベントスペース等を整備します。

## 第2 条例等の制定案

### 1 (仮称) 小田原市観光交流センター条例等の制定の素案 (骨子案)

#### (1) 設置の目的

(仮称) 小田原市観光交流センターは、地域の観光資源を活用した観光拠点施設として、観光情報の発信や体験を提供することにより、まちなかの回遊性の向上及び地域経済の振興を図るとともに、地域の活性化及び市民と来訪者との交流促進を図るため設置することとします。

#### (2) 所在地

小田原市本町一丁目7番地50

#### (3) 事業

(仮称) 小田原市観光交流センターにおいては、次の事業を行います。

- (1) 観光情報及び地場産品の情報の提供
- (2) 地域の文化・伝統を感じることができる体験の機会の提供
- (3) 市民及び来訪者の交流活動の機会の提供

#### (4) 指定管理者による管理

(仮称) 小田原市観光交流センターの設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度を導入し、各事業の実施や施設の使用許可の手続、利

用料金の徴収等の業務を指定管理者が行います。

#### **(5) 開館時間及び休館日**

(仮称)小田原市観光交流センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとします。なお、必要があるときは、臨時に開館時間や休館日の変更を行うことができるものとします。

- ア 開館時間 午前9時から午後5時まで
- イ 休館日 無休

#### **(6) 使用の手続**

(仮称)小田原市観光交流センターの各施設のうち、にぎわい広場及びイベントスペースを使用する場合は、指定管理者に申請し、使用の許可を受けるものとします。当該使用の許可の申請は、使用しようとする日の属する月の3箇月前の月の初日から当該使用しようとする日までの期間に受け付けます。

#### **(7) 利用料金**

(仮称)小田原市観光交流センターの各施設うち、にぎわい広場、イベントスペースを使用する場合は有料とします。

#### **(8) その他**

(仮称)小田原市観光交流センターの管理に関し必要な一般的事項(施設の使用許可や制限等)を定めることとします。

## **2 施行期日**

上記の条例の施行期日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日とします。

[関連資料]

配置図、平面図等